

● 相談支援事業所



事業所名	連絡先
相談支援事業所「陽だまり」 浜田圏域住まいの サポートセンター	🏠 浜田市港町285-1 ☎ 0855-22-8115 FAX 0855-22-8120 ✉ village@seiwakaihamada.or.jp
相談支援事業所 「島根整肢学園」	🏠 江津市渡津町1926 ☎ 0855-52-2442 FAX 0855-52-0344 ✉ t-urushi@sw-shimasei.or.jp
浜田市障害者 生活支援センター	🏠 浜田市殿町21-2 ☎ 0855-28-8085 FAX 0855-23-4740 ✉ spsz7nm9@cotton.ocn.ne.jp
地域生活支援センターらいふ	🏠 浜田市殿町103-1 ☎ 0855-22-0908 FAX 0855-28-7310 ✉ k.yama@globe.ocn.ne.jp
相談支援事業所「あかり」	🏠 浜田市熱田町716-34 ☎ 0855-27-0767 FAX 0855-28-7540 ✉ umi-ibuki@tea.ocn.ne.jp

■ 相談支援事業者の指定類型には、①特定相談支援事業者（基本相談・計画作成）②一般相談支援事業者（基本相談・地域移行・地域定着）③障害児相談支援事業者（障がい児相談）があります。各事業所によって指定の類型が異なりますのでご確認ください。

● 行政機関

事業所名	連絡先
浜田市 高齢障がい課 障がい福祉係	🏠 浜田市殿町1 ☎ 0855-25-9322
浜田市三隅支所 市民福祉課 健康福祉係	🏠 浜田市三隅町三隅1434 ☎ 0855-32-2806
浜田市金城支所 市民福祉課 福祉係	🏠 浜田市金城町下来原171 ☎ 0855-42-1235
浜田市旭支所 市民福祉課 福祉係	🏠 浜田市旭町今市637 ☎ 0855-45-1435
浜田市弥栄支所 市民福祉課 福祉係	🏠 浜田市弥栄町長安本郷542-1 ☎ 0855-48-2656
江津市 社会福祉課 障がい者福祉係	🏠 江津市江津町1525 ☎ 0855-52-2501
江津市桜江支所 市民係	🏠 江津市桜江町川戸11-1 ☎ 0855-92-1211

● 専門相談支援機関

事業所名	連絡先
浜田障害者就業・生活支援 センター レント	🏠 浜田市殿町75-8 ☎ 0855-22-4141
島根県西部発達障害者支援 センター ウインド	🏠 浜田市上府町イ2589 ☎ 0855-28-0208
島根県高次脳機能障がい者 支援事業浜田圏域相談支援 拠点事業所	🏠 江津市渡津町1926 西部島根医療福祉センター ☎ 0855-52-2442



障がいのことも
相談できる窓口があります。

障がいに関する各種相談は、市役所
窓口のほかにも市が指定している
相談支援事業所でも受け付けています。



活用ガイド
リーフレット



相談支援事業所はこのよ うな相談を受けています。

ケース1

障がい者手帳ってなに？
手続きはどうするの？



相談

障がい者手帳の申請についても詳しく申請手続きのお

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

説明や手帳の申請について詳しく説明します。手伝いをします。

ケース2

最近、子どもの行動が気になって…
調子が悪くて…



相談

ご本人さんの行動の変化により、どこで困っているかわからないときは、一緒に対応方法を考えます。相談内容に適した専門機関や医療機関を紹介します。

- 医療機関
- 発達障害者支援センター等

面の課題や状態について、一緒に考えて対応方法を考えます。相談内容に適した専門機関や医療機関を紹介します。

ケース3

仕事がしたいけど障がいがあってもできるの？



相談

仕事の練習や準備など、その人に合わせた作業や日中生活がいきなりお手伝いをします。専門機関と連携して対応します。

- 障害者就業・生活支援センター等

仕事の練習や準備など、その人に合わせた作業や日中生活がいきなりお手伝いをします。専門機関と連携して対応します。

ケース4

家族が病気で…これからの生活をどうしよう？



相談

生活の中で困っていること、関係機関と調整し、個々の事情に併せたサービスや社会資源に繋げるとともに、継続的にサポートしていきます。

- サービス利用計画の作成等

生活の中で困っていること、関係機関と調整し、個々の事情に併せたサービスや社会資源に繋げるとともに、継続的にサポートしていきます。

ケース5

グループホームに入りたい。一人暮らしをしたい。



相談

安心して地域生活ができるように、住居の確保、家事派遣調整、金銭活動の場の調整、総合的なサポート体制をつくります。

- サービス利用計画の作成
- 地域定着支援、地域移行支援等

安心して地域生活ができるように、住居の確保、家事派遣調整、金銭活動の場の調整、総合的なサポート体制をつくります。

子どもから大人まで (基本相談支援)

生活のなかで困りごとや悩み、知りたい情報など、なんでもご相談ください。

- 電話、訪問、来所、メールにより相談を受け付けています。

サービス利用計画の作成 (計画相談支援)

あなたの希望する「生活プラン」を作成します。

- サービス利用計画の申請援助
- 関係する福祉サービス事業所との利用調整・申請援助
- 必要な社会資源との調整
- 支援の必要な期間は定期的にサービスの見直しをします。

地域移行支援・地域定着支援 (地域相談支援)

施設や病院からの地域移行支援や退所・退院、家族との同居から一人暮らしになった方などを支援します。

- 地域移行支援、地域定着支援は期間を定めた支援となります。

各種申請・相談は無料です。お気軽にどうぞ！
相談には専門研修を終了した相談支援専門員が対応します。
相談には守秘義務があります。



相談の流れ・福祉サービスの使い方

1 相談



- ① 困ったことがある場合や、新しいサービスを利用したい場合、相談支援事業所の**相談支援専門員**に相談しましょう。
- ② 利用したいサービスが決まったら市役所に申請します。相談支援専門員に手伝ってもらえることもあります。

2 調査



- ① 市役所に申請すると、**認定調査員**が、あなたのところに来て、できることや、不得意なところなどの聞き取り調査をします。
- ② あなたの健康状態についてお医者さん(かかりつけ医)から**医師意見書**を書いてもらう場合もあります。

3 認定



- ① あなたの**障がい程度区分**が決まります。
- ② 障がい程度区分はあなたに必要なサービスの目安です。
- ③ 障害程度区分が書かれた手紙が届きます。名前・住所・生年月日・障がい程度区分を確認しましょう。

6 支給決定



- ① サービスの希望が決まったら、サービス利用計画をもとに市役所にサービスの申請をします。相談支援専門員も手伝ってくれます。
- ② サービスが使える場合は、**受給者証**が届きます。あなたが使えるサービスの内容、量が書いてあります。大切に保管します。

5 サービス担当者会議 又は調整

- ① 相談支援専門員が市役所の担当者と一緒にサービス利用計画案をもとに、必要なサービス事業者などの関係者を集めて、**サービス担当者会議**を開いてくれます。
- ② または必要なサービス事業者などの**関係機関**に調整を図ってくれます。

4 サービス利用計画案の作成

- ① 相談支援専門員に**サービス利用計画案**を作成してもらいます。自分で作成することもできます。相談支援専門員に依頼する場合は**相談支援事業所と契約**をします。
- ② サービスが決まったら、あなたの気になったサービス事業者を選びましょう。

7 契約



- ① サービス提供事業者が決まったら、事業者と契約をします。事業者はサービス内容を**重要事項説明書**という書類で説明してくれます。内容が理解できたら**契約**をします。
- ② 事業者はサービス利用計画をもとに、あなたの個別支援計画を作成します。

8 サービスの利用

- ① サービス利用計画に書いてあるようにサービスを利用します。
- ② サービスを利用すると事業者に利用料を払います。利用料は安くなる場合がありますので、市役所の担当者や相談支援専門員に確認しましょう。

9 モニタリング (サービスの見直し)

- ① サービスを利用してから、一定期間ごとに、あなたの希望とサービスが合っているか、新たな希望がないか、**サービスの見直し**を行いますので、相談支援専門員に相談して下さい。
- ② モニタリング会議を行う場合があります。

浜田圏域自立支援協議会は障がいのある方の声と障がい福祉サービスを提供する事業所や社会資源の声をもとに活動しています。



障がいがあっても安心して暮らすことができる地域づくりのため「浜田圏域自立支援協議会」では一人ひとりのニーズと地域の様々な社会資源の間に立って協議しています。

相談支援事業所



相談の①④⑤⑧⑨の経過の中で、様々な地域の課題が明らかになったとき

浜田圏域自立支援協議会 全体会



協議会の在り方や運営について、また地域課題や社会資源の開発を全体で共有し、協議・承認する場

運営会議 課題共有の場



市と相談支援事業所で作る運営会議。相談を通して地域の課題を共有・協議する場

専門部会 課題解決の場



運営会議で挙げた地域課題の解決に向け、社会資源の評価や開発等を協議する場